



善福寺川上流地下調節池の整備に係る基本協定書

杉並区（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、善福寺川上流地下調節池の整備に関する基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定書は、善福寺川の治水安全度を向上させるために設置する善福寺川上流地下調節池（以下「調節池」という。）及び調節池に附帯する河川管理施設（以下「附帯施設」という。）の整備について、基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 調節池及び附帯施設は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する河川管理施設とする。

2 調節池は、地下トンネル部、連絡管部、立坑及び取水施設とする。

3 附帯施設は、管理棟、ゲート棟、機械棟、排水施設及び河川管理用通路とする。

（相互協力）

第3条 甲及び乙は、事業の円滑な実施について相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、事業の実施にあたって、相互に連携・協力し住民に対して丁寧な説明に努めるものとする。

（位置及び区域）

第4条 調節池及び附帯施設を設置する位置及び区域は、別紙「調節池等位置図」のとおりとする。

（事業の施行区分）

第5条 乙は、前条に規定する位置及び区域に調節池及び附帯施設を整備する。

（構造）

第6条 調節池の構造は、最大貯留量約300,000立方メートルの地下トンネル式とする。

（事業実施）

第7条 乙は、調節池及び附帯施設の設置に関連する事業（以下「事業」という。）を安全かつ円滑に実施し、早期完成に努めるものとする。

(設計及び施工の協議)

第8条 乙は、甲に対して、事業の実施に先立ち、設計及び施工に関する協議を行う。

(区有財産)

第9条 乙が事業に際して使用する区有財産の位置及び区域は、別紙「調節池等位置図」のとおりとし、その詳細については、別途個別に協定の締結等を行う。

(苦情・要望等の処理)

第10条 事業の実施に伴う第三者からの苦情や要望等の処理は乙が行うものとする。

(財産及び維持管理)

第11条 乙は、調節池及び、河川管理用通路を除く附帯施設の敷地である土地の区域を法第6条第1項第2号の規定に基づく河川区域として管理するものとする。財産及び維持管理に関する詳細については、甲乙協議の上、必要に応じて別途協定を締結して定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用期日)

第13条 この協定は、締結した日から適用するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年7月4日

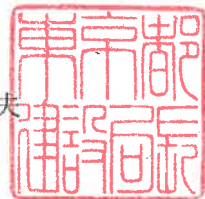
甲 杉並区

代表者 杉並区長 岸本 聡 子



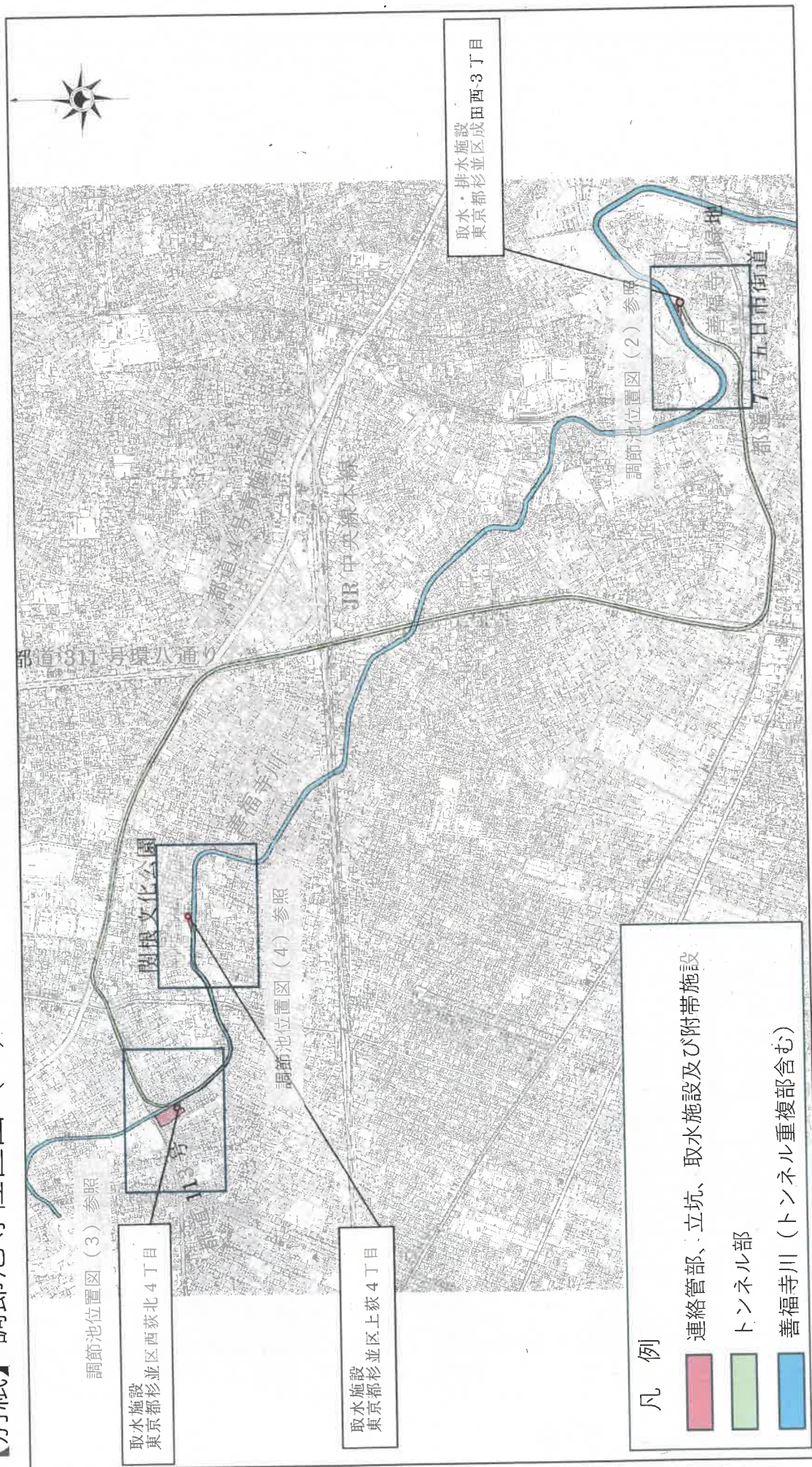
乙 東京都建設局

代表者 東京都建設局長 花井 徹 夫



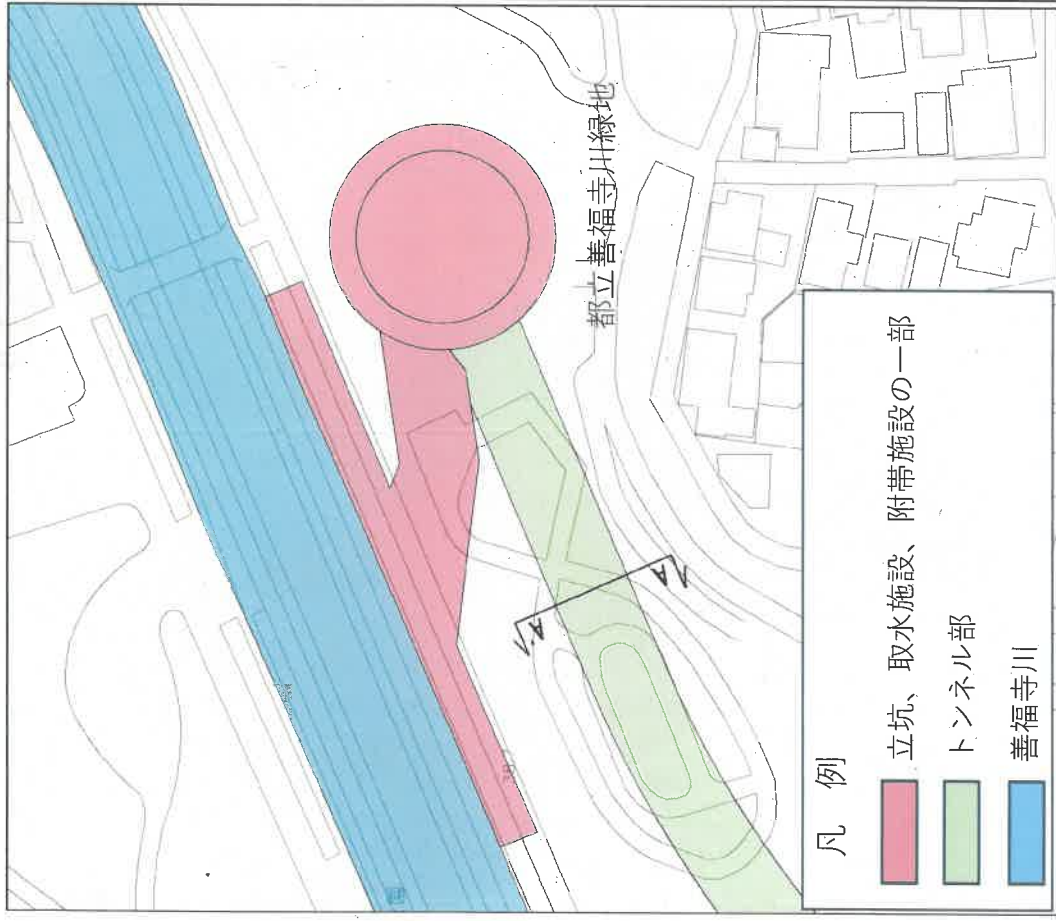


【別紙】調節池等位置図（1）

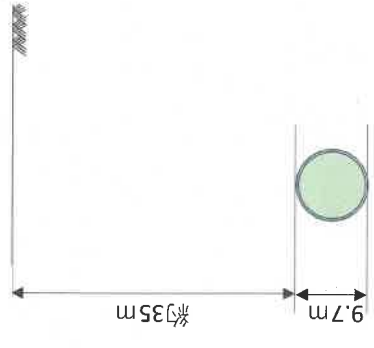




【別紙】調節池等位置図（2）



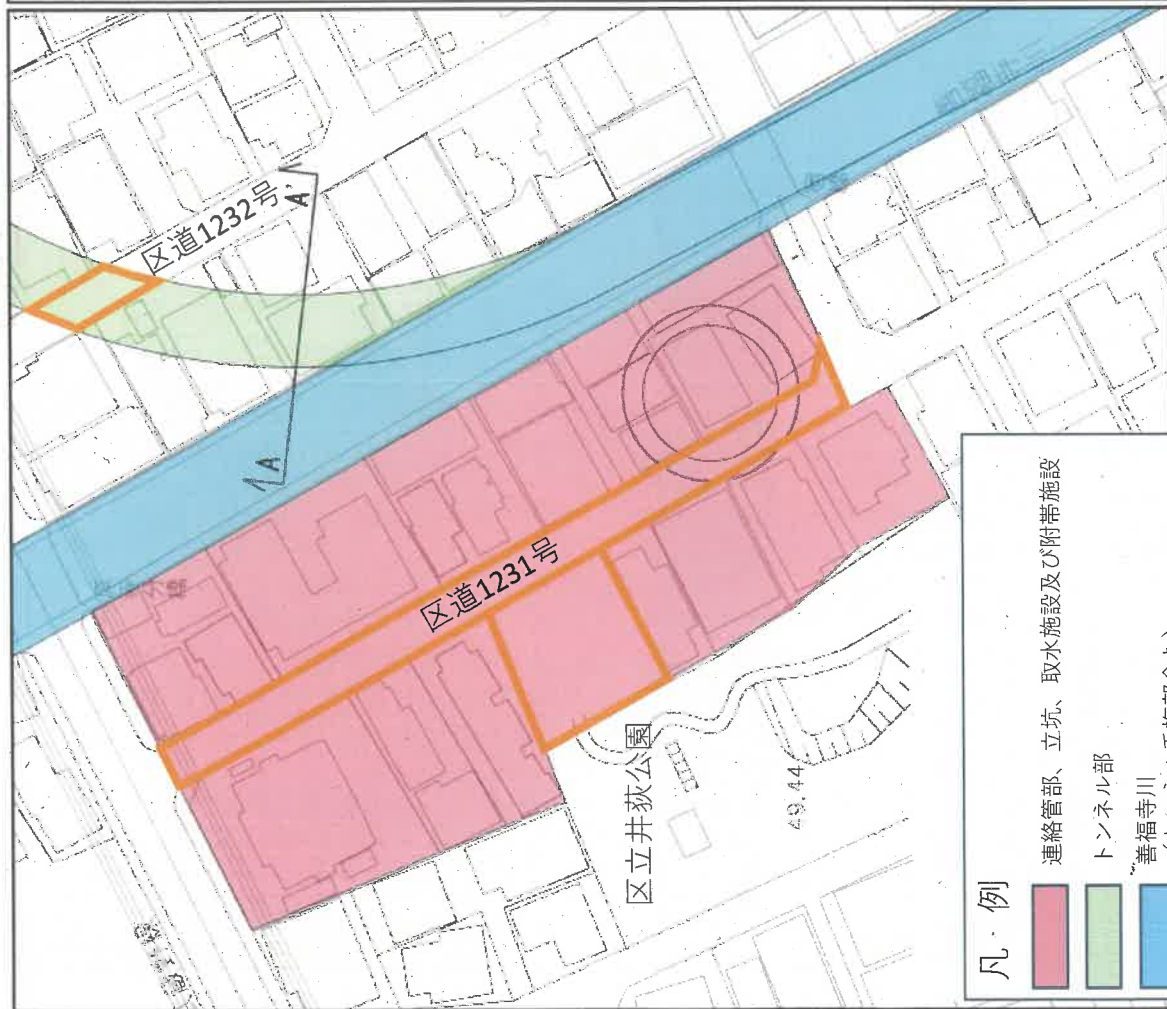
A-A' 断面
善福寺川緑地







【別紙】調節池等位置図（3）



A-A'断面

約38m

9.1m

凡 例

- 連絡管部、立坑、取水施設及び附帯施設
- トンネル部
- 善福寺川
(トンネル重複部含む)
- 事業に使用する区有財産





【別紙】調節池等位置図（４）

